

2024年度
新あいち創造研究開発補助金
【公募要領】

【募集期間】

2024年3月25日（月）から4月5日（金）午後3時まで
（あいち電子申請・届出システム又はJ グランツにて提出）

【問い合わせ先】

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課研究開発支援グループ
メール：san-kagi@pref.aichi.lg.jp
電話：052-954-6370

【注意事項】

- ・同一法人・事業者からの応募は、1件に限ります。
- ・複数の主体による共同提案も可能ですが、その際は、事業全体の管理責任者として、代表1者を主提案者としてください。
- ・協力関係にある企業等から、同一内容を別々に重複して応募しないこと。
- ・別々の事業計画であっても、応募する企業等がお互いの補助対象経費の支払い対象として予定している場合は、どちらか一方の企業等は応募することはできません。
- ・申請に必要な書類のデータは下記サイトにより、ダウンロードしてください。
（URL）
<https://www.pref.aichi.jp/press-release/shin-aichi/koubo2024.html>

2024年2月

愛知県

目 次

1. 新あいち創造研究開発補助金の目的	・・・ P. 1
2. 補助対象事業者	・・・ P. 1
3. 補助対象事業、実施条件	・・・ P. 1
4. トライアル型	・・・ P. 2
5. 補助対象期間等	・・・ P. 3
6. 補助率、補助対象経費等	・・・ P. 4
7. 応募手続き	・・・ P. 10
8. 補助対象事業の評価事項	・・・ P. 13
9. 審査及び審査結果通知	・・・ P. 14
10. 証拠書類・支払方法	・・・ P. 15
11. その他	・・・ P. 17
12. 問合せ先	・・・ P. 18
13. 参考資料	・・・ P. 19
14. 応募書類の様式類	・・・ P. 25

1. 新あいち創造研究開発補助金の目的

愛知県は、産業空洞化に対応するため、「産業空洞化対策減税基金」を原資として、企業立地及び研究開発・実証実験を支援する補助制度を創設し、2012年度から運用しています。

このうち、次世代自動車や航空宇宙、ロボットなど、今後の成長が見込まれる分野において、企業等が行う研究開発・実証実験を支援し、本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大につなげることを目的とした補助制度が「新あいち創造研究開発補助金」です。

2. 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下の全てを満たす事業者（企業、事業協同組合等）及び市町村（実証実験のみ）です。

- (1) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 事業を遂行するための経費を円滑に調達できること。
- (3) 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための体制が整備されていること。

3. 補助対象事業、実施条件

次世代成長分野等（19ページ「13. 参考資料」を参照）において、県内で実施される研究開発又は実証実験について、以下の2つの区分により、提案を募集します。

1 研究開発

県内に事業所を持つ企業等が新たな製品や技術の開発を目指して実施する研究開発活動について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものを補助の対象とします。

ただし、研究開発においては、原則として応用研究の段階から試作品の完成の段階までを補助の対象とします。

- (1) 外部機関（2ページ3（1）を参照）と連携して実施する研究開発
- (2) アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標（19ページ「13. 参考資料」を参照）達成に資する研究開発
- (3) あいちシンクロトロン光センターを活用して実施する研究開発
- (4) 産産連携（20ページ「13. 参考資料」を参照）により実施する研究開発※

※産産連携は自動車関連分野の中堅・中小企業が主体となる必要があります。

例年、要件を満たしておらず、受付できない事例が発生していますので、必ず要件を確認してください。

2 実証実験

企業等が技術の高度化若しくは実用化又は製品の普及を目指して実施する、技術的・社会的な課題の検証活動について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものを補助の対象とします。

- (1)次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等（3（2）の実施条件を参照）と連携して実施する実証実験
- (2)次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化に資する実証実験
- (3)アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資する実証実験
- (4)産産連携により実施する実証実験

3 区分ごとに特別に定める実施条件

- (1)外部機関と連携して実施する研究開発（1（1）に該当する研究開発）

ア 大企業（みなし大企業、中堅企業を含む。）が中心となる事業

原則として、産学官が連携する体制を構築してください。学とは、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条三項に規定する大学共同利用機関法人（大学共同利用機関法人自然科学研究機構等））を指し、官とは、自治体が設置する試験研究機関のほか、国立研究開発法人産業技術総合研究所を始めとする国等の試験研究機関を指します。

イ 中小企業が中心となる事業

原則として、公設試験研究機関（大学等を含む。）と連携してください。

- (2)次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施する実証実験（2（1）に該当する実証実験）

実施する地域の市町村等と連携し、実施段階での協力体制を構築してください。

なお、市町村等とは、市町村、国、独立行政法人、一部事務組合等の各種機関を指します。

4. トライアル型

研究開発に意欲のある中小企業の裾野を拡大し、愛知県の産業を支える中小企業の産業競争力の底上げを図るため、過去に本補助金の採択実績がない中小企業を対象とした「トライアル型」のメニューを2018年度から追加しています。

これは、高付加価値な製品、技術の開発を目指した研究開発への意欲が高い企業の事業計画を、予算の範囲内で積極的に採択するもので、以下の条件を全て満たした場合に対象となります。

トライアル型採択の対象となる条件

- ① 過去に新あいち創造研究開発補助金の採択実績がない中小企業*であること
- ② 事業計画が、補助金申請額500万円以下の「研究開発」であること
- ③ 公設試験研究機関や大学等と連携して実施するものであること
- ④ 「3. 補助対象事業、実施条件」に記載する要件を満たしていること

※「中小企業」の定義は、本公募要領21ページ 13.参考資料を参照

4つの条件を満たす場合は、交付申請書（様式1）の「(3) 事業の区分」中の事業内容欄で「研究開発（トライアル型）」を選択してください。

5. 補助対象期間等

補助金の交付対象事業の対象期間（補助対象期間）は、交付決定日から翌年（2025年）の3月31日までの期間中となります。

ただし、2024年4月1日から交付決定日の前日までに行われた事業に要する経費についても、事前着手届出書（様式2）の提出により、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合、補助金の対象とすることができます。

また、当該事業の実績報告書の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は2025年4月5日のいずれか早い日までとなります。

<2024年度スケジュール>

2024年										2025年					
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
募集期間			※事前着手期間			補助対象期間									
審査		ヒアリング		交付決定	書類検査・現地検査						実績報告提出期限		支払い（清算払い）		

※事前着手を行う場合、必ず15ページ「10.証拠書類・支払方法」を確認し、書類の整備を実施してください。

※事前着手は2024年4月1日以降に「発注」を行った経費が対象となります。2024年3月31日以前に発注している場合は対象となりません。

6. 補助率、補助対象経費等

1 補助率及び補助限度額

		補助率		補助限度額（下限は50万円）	
研究開発	一般型	大企業 ^{注1、注2}	2分の1以内	大企業 ^{注1}	2億円以下
		中小企業	3分の2以内	中小企業 ^{注3}	1億円以下
	トライアル型	過去に本補助金の採択実績がない中小企業	3分の2以内	過去に本補助金の採択実績がない中小企業	500万円以下
実証実験		大企業 ^{注1、注2} 及び市町村	2分の1以内	大企業 ^{注1}	2億円以下
		中小企業	3分の2以内	中小企業 ^{注3} 及び市町村	1億円以下

(注1) みなし大企業、中堅企業を含む。

(注2) 大企業であっても、本公募要領 3. 補助対象事業で定めるアジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区関連事業及びあいちシンクロトロン光センター活用事業（研究開発のみ）は3分の2以内

(注3) 中小企業であっても、本公募要領 3. 補助対象事業で定めるアジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区関連事業、あいちシンクロトロン光センター活用事業（研究開発のみ）及び産産連携関連事業は2億円以下

2 補助対象経費

補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、以下の経費を対象とします。

(1) 研究開発

- ア 部品・原材料及び副資材の購入に要する経費
- イ 機械装置及び開発ツールに要する経費
- ウ 委託及び外注に要する経費
- エ 産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる人件費
- オ 産産連携での実施に係る旅費に要する経費

(2) 実証実験

- ア 部品・原材料及び副資材の購入に要する経費
- イ 機械装置、電算システム、付帯設備及び開発ツールに要する経費
- ウ 委託及び外注に要する経費
- エ 実証実験補助に係る人件費
- オ 実証実験協力費
- カ 広報宣伝費
- キ 実証実験の実施に係る諸経費
- ク 産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる人件費
- ケ 産産連携での実施に係る旅費に要する経費

また、補助対象経費は、以下の①～③の条件を全て満たすものとしします。

- ①使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②補助対象期間内の契約・発注により発生した経費
- ③証拠書類（帳簿類、原則口座振込による振込書）等によって金額・支払等が確認できる経費

◆補助対象となる経費の内容及び注意事項

補助対象となる経費について、注意事項と併せて記載します。

【研究開発】

区分	細区分	
	項目	補足説明
＜部品・原材料費＞ 部品・原材料及び副資材の購入に要する経費	部品・原材料費	【対象となる経費】 <ul style="list-style-type: none"> 研究開発に必要な部品・原材料及び付随する副資材で、補助対象期間内に使用するもの (例：鉄等の金属類、繊維素材、木材、樹脂、機械装置の部品・消耗品、化学製品、薬品、その他研究開発に使用する消耗品等)
	副資材費	【対象とならない経費】 <ul style="list-style-type: none"> 文房具などの事務用品等の消耗品代 販売を目的とした製品、商品等の生産に係るもの 見本品や展示品でも、販売可能性があるものの製作に係るもの 販売する製品等の製作・販売のライセンス費用 ＜注意事項＞ <ul style="list-style-type: none"> 原材料を補助対象経費として計上する場合、原材料の購入量、使用量が分かる<u>受払簿</u>を作成する必要があります。 <u>補助事業終了時点での未使用残存品は対象となりません。</u>
＜機械装置費＞ 機械装置、電算システム、付帯設備及び開発ツールに要する経費	購入費	【対象となる経費】 <ul style="list-style-type: none"> 機器等の購入費用（購入と一体で行う軽微な設置費用を含む） 機器等のレンタル・リース費用 機器等の改修に要する費用 機能維持のための点検又は修理に要する費用
	賃借料	【対象とならない経費】 <ul style="list-style-type: none"> <u>汎用性があり、目的外使用となり得る物の購入費</u>（ただし、研究開発に真に必要であり、相応の理由がある場合は対象） (例：パソコン、プリンタ、自動車（修理・車検費も含む）等)
	改修費	<ul style="list-style-type: none"> 県外に設置する機器等に要する費用 単なる取替え更新にあたる機器等の購入費用 建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事 中古品の購入費
	保守費	＜注意事項＞ <ul style="list-style-type: none"> <u>製品の量産化目的の機械は対象となりません</u> 機械・装置等で単価50万円（税抜）以上のものについては、補助事業終了後も一定期間において、その処分等について承認手続を行う義務があります。
＜委託・外注費＞ 委託及び外注に要する経費	委託費	【対象となる経費】 <ul style="list-style-type: none"> 外部委託に要する経費 試験研究機関への外注試験などに要する経費 大学との共同研究費 【対象とならない経費】 <ul style="list-style-type: none"> 税務申告、決算書作成等のために税理士等に支払う費用

	外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟等のための弁護士費用 ・知的財産取得のための弁理士費用 ・本補助金に関する書類作成代行費用 ・マーケティング調査費 ・コンサルティング費 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書や成分分析結果等の成果物の提出が必要です。 ・契約期間は2025年3月31日までのものが対象です。
<p><人件費></p> <p>技術的支援を受けるために必要となる経費</p>	謝金	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携に必要な指導・助言を受けるために招聘する専門家（コーディネーター等）に対する謝金 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携の内容と関連性が見られない謝金 ・自社労務費にあたるもの <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携で申請する場合のみ対象です。
<p><旅費></p>	旅費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携を遂行するために必要な旅費・滞在費及び交通費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携の内容と関連性が見られない旅費 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携で申請する場合のみ対象です。 ・研究実施機関の旅費規程等により算出された経費である必要があります。

【実証実験】

区分	細区分	
	項目	補足説明
<p><部品・原材料費></p> <p>部品・原材料及び副資材の購入に要する経費</p>	部品・原材料費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験に必要な部品・原材料及び付随する副資材で、補助対象期間内に使用するもの (例：鉄等の金属類、繊維素材、木材、樹脂、機械装置の部品・消耗品、化学製品、薬品、その他実証実験に使用する消耗品等) <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文房具などの事務用品等の消耗品代 ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係るもの ・見本品や展示品でも、販売可能性があるものの製作に係るもの ・販売する製品等の製作・販売のライセンス費用
	副資材費	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料を補助対象経費として計上する場合、原材料の購入量、使用量が分かる<u>受払簿</u>を作成する必要があります。 ・補助事業終了時点での未使用残存品は対象となりません。

<p><機械装置費> 機械装置、電算システム、付帯設備及び開発ツールに要する経費</p>	購入費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器等の購入費用（購入と一体で行う軽微な設置費用を含む） ・機器等のレンタル・リース費用 ・機器等の改修に要する費用 ・電気ガス水道工事等に要する費用 ・機能維持のための点検又は修理に要する費用
	賃借料	<p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性があり、目的外使用となり得る物の購入費（ただし、実証実験に真に必要であり、相応の理由がある場合は対象） （例：パソコン、プリンタ、自動車（修理・車検費も含む）等） ・単なる取替え更新にあたる機器等の購入費用 ・建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事 ・中古品の購入費
	改修費	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・装置等で単価50万円（税抜）以上のものについては、補助事業終了後も一定期間において、その処分等について承認手続を行う義務があります。
	各種工事費	
	保守費	
<p><委託・外注費> 委託及び外注に要する経費</p>	委託費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託に要する経費 ・試験研究機関への外注試験などに要する経費 ・大学との共同研究費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務申告、決算書作成等のために税理士等に支払う費用 ・訴訟等のための弁護士費用 ・知的財産取得のための弁理士費用 ・本補助金に関する書類作成代行費用 ・マーケティング調査費 ・コンサルティング費
	外注費	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書や成分分析結果等の成果物の提出が必要です。 ・契約期間は2025年3月31日までのものが対象です。
<p><補助員人件費> 実証実験補助に係る人件費(アルバイト)</p>	労務費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用のアルバイトで、作業時間に対する賃金、通勤費等（旅費は含まない） ・上記に係る社会保険料、労働保険料のうち、事業主負担分 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用ではない人件費(派遣等) ・自社労務費
	社会保険料等	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>従事内容が実証実験に関する業務のみの場合が対象です。</u> ・<u>正規職員の勤務時間数、時給換算単価を超えると対象外です。</u>
<p><実証実験協力費></p>	損害保険料	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力者に関する損害保険料 ・協力者に対する粗品等に要する経費

	消耗品費(協力)	<p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力者に支払う現金及び金券 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>補助事業終了時点での未使用残存品は対象となりません。</u>
<広報宣伝費>	広報宣伝費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実証実験の実施を広報するパンフレット、パネル、チラシ等に要する経費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汎用性があり、実証実験以後も製品 PR で使用できるもの 展示会出展料、ブース装飾費 テレビ、ラジオ、新聞等の広告媒体に係る費用 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 広告宣伝費は、<u>実証実験の広告宣伝を目的としたものが補助対象であり、実証実験と関係のない活動に係る広告宣伝費は、対象となりません。</u> パンフレットやチラシ等の印刷については、数量の根拠を明確にした上で行ってください。数量の根拠が不明なものや妥当性のないものは、対象となりません。 価格の記載のあるパンフレットやチラシ等の印刷など販売目的と認められるものは対象となりません。
<諸経費> 実証実験の実施に係る諸経費	光熱水費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実証実験実施に要する光熱水費、消耗品費、通信費 実証実験会場の借上等に要する賃借料
	賃借料	<p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実証実験の実施内容と関連性のないもの
	消耗品費(実施)	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業に使用したことが明らかな範囲に限ります。 消耗品費は他の区分に記載するものを除きます。
	通信費	
<人件費> 技術的支援を受けるために必要となる経費	謝金	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携に必要な指導・助言を受けるために招聘する専門家(コーディネーター等)に対する謝金 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携の内容と関連性が見られない謝金 自社労務費にあたるもの <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携で申請する場合のみ対象です。
<旅費>	旅費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携を遂行するために必要な旅費・滞在費及び交通費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携の内容と関連性が見られない旅費 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携で申請する場合のみ対象です。 実証実験実施機関の旅費規程等により算出された経費である必要があります。

★その他、対象とならない経費

- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費（実証実験に必要な場合は除く）
- ・家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、移転費用（家賃、光熱水費は実証実験に必要な場合を除く）
- ・土地、工場建屋、構築物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等）の取得費用及びレンタル費用（これらを作り上げるための組み立て用部材の費用を含む）
- ・本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・求人広告
- ・収入印紙
- ・振込手数料、代引手数料、両替手数料
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求量、特許料等）
- ・各種保険料（実証実験協力者への損害保険料を除く）
- ・借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

3 補助金交付についての注意事項

- (1) 補助金の交付対象となる経費は、支払い対象となる行為(発注から支払いまで)が、交付決定日から翌年（2025年）の3月31日までに終了するものに限ります。
なお、2024年4月1日から交付決定日の前日までに行われた事業に要する経費についても、事前着手届出書（様式2）により、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合、補助金の対象とすることができます。
- (2) 自社製品・サービスの調達に係る経費は、補助対象外となります。
- (3) 補助金の支払は、補助事業完了後の精算払いとします。
- (4) 事業の対象として不明確なものや、証拠書類により金額等が確認できない支出は対象となりません。
- (5) 共同提案において、実施者が他の共同実施者の委託先又は外注先になることはできません。
- (6) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、国等の補助金等を受ける部分については、原則として、この補助金の対象としません。
- (7) 補助金交付決定までに、会社（企業）規模を変更する場合は、原則として、補助率、補助限度額等が変更となります。

7. 応募手続き

1 応募書類提出期間

2024年3月25日（月）から2024年4月5日（金） 午後3時まで(必着)

2 応募書類提出方法

公募書類の提出は電子申請のみです。

(1) あいち電子申請・届出システム

以下の県 Web ページ「あいち電子申請・届出システム」に掲載の「2024年度新あいち創造研究開発補助金に係る応募書類の提出」の項目を選択し、提出してください。

【申請 Web ページ】

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplay.action

※提出する際は、ファイルの圧縮等を行い、容量を20MB以下にしてください。

(2) J グランツ

以下のデジタル庁の電子申請システム「J グランツ」の Web ページに掲載の「【愛知県】2024年度 新あいち創造研究開発補助金」の項目を選択し、提出してください。

【申請 Web ページ】

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

J グランツによる提出の場合は、G ビズ ID「gBiz プライムアカウント」の取得が必要となります。「G ビズ ID」の詳細については、以下の Web ページをご覧ください。

【G ビズ ID Web ページ】

<https://gbiz-id.go.jp>

当該 ID は申請から取得までに1週間程度を要しますので、公募開始前からのご準備をお勧めします。

3 応募書類

応募書類は以下のとおりです。県が指定した様式は、県のホームページからダウンロードしてください。また、応募に当たっては（１）～（６）の内容を遵守してください。

<応募書類>

書類	提出時のファイル名
(様式1) 補助金交付申請書	00_【様式1】交付申請書.docx
(別紙1) 補助事業説明書	01_【別紙1】補助事業説明書.docx
(別紙2) 事業工程表	02_【別紙2】事業工程表.xlsx
(別紙3) 経費内訳明細書	03_【別紙3】経費内訳明細書.xlsx
(様式2) 事前着手届出書 ※1	04_【様式2】事前着手届書.docx
担当者連絡先	05_【担当者連絡先】.docx
申請書基礎データ	06_【申請書基礎データ】.xlsx
登記簿（履歴事項全部証明書）	07_【登記簿】.pdf
決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分	08_【決算書類】.pdf
金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等）※2	09_【算出根拠】.pdf
国等の補助金を申請する場合は、その概要	10_【国等補助金概要】.pdf
参考資料（必要に応じ添付）	11_【参考資料】.pdf

※1：事前着手届出書は必ず交付申請書に添えて、応募時に提出してください。

また、事前着手届出書は採択を約束するものではありません、不採択の場合、既に支出した費用に補助金は出ません。

※2：1件100万円以上のものを対象とします。

(1) 応募書類は、必ず本公募要領による様式を使用してください。

応募書類は、公募要領39ページ以降の記載上の注意事項（記載例）を必ずご確認の上、できるだけ具体的・定量的、かつ簡潔明瞭に記載してください。

(2) 行政手続きの押印廃止に伴い、応募書類に押印は必要ありません。

(3) あいち電子申請・届出システム又はJグランツによる書類提出にあたっては、公募要領23ページ【提出書類チェックシート】を必ず事前に確認してください。

(4) 応募書類提出後、あいち産業科学技術総合センター職員等による提案事業計画についてのヒアリング調査を実施しますので、必ず所定の期間内（5「交付決定までのスケジュール」を参照）にヒアリング調査を受けてください。また、必要に応じて追加説明書類の提出を求める場合があります。

(5) 審査は、原則として応募書類に基づく書面審査としますが、必要に応じて対面審査を行う場合があります。

(6) 応募書類及び追加説明書類等は、審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

4 応募にあたっての注意事項

- (1) 同一法人・事業者からの応募は、1件に限ります。
- (2) 複数の主体による共同提案も可能ですが、その際は、事業全体の管理責任者として、代表1者を主提案者としてください。
- (3) 協力関係にある企業等から、同一内容を別々に重複して応募できません。
- (4) 別々の事業計画であっても、応募する企業等がお互いの補助対象経費の支払い対象として予定している場合は、どちらか一方の企業等は応募することはできません。

5 交付決定までのスケジュール（予定）

応募書類の提出から交付決定までのスケジュール（予定）は、以下のとおりです。

2024年3月25日から4月5日まで	応募書類の提出
4月9日から4月15日まで	ヒアリング調査
5月下旬頃	審査委員会による審査
6月上旬頃	審査結果通知・交付決定

8. 補助対象事業の評価事項

事業の採択にあたっては、以下の事項について評価します。

1 事業の目的及び内容

- (1) 事業の目的及び内容が、本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大に資する内容であるか。
- (2) 事業を行う定量的な目標及び実施する内容が、明確であるか。
- (3) 提案者等について、事業を実施するにあたって十分な能力を有しているか。

2 事業計画

- (1) 事業スケジュールは、実現可能な内容であるか。
- (2) 事業に参加する者（協力者を含む。）との役割分担は、明確であるか。
- (3) 段階ごとに得られる成果等のイメージは、具体的で明確なものであるか。

3 事業実施の方法

- (1) 導入する機器・システムの種類、機能、台数及び設置場所について、妥当な内容として計上されているか。
- (2) 事業実施にあたっての主体、場所等が明確で妥当なものであるか。
- (3) 検証・評価を行うにあたって、対象となるデータは、明確であり、妥当なものであるか。
- (4) 検証・評価手法は、成果等を導く手法として、具体的で妥当な内容であるか。

4 事業に要する経費

事業経費（内訳）が、効率的に計上されているか。

5 事業を行う意義、効果等

- (1) 研究開発については、新規性を有する内容であるか。
- (2) 実証実験については、新規性のほか、モデル事業としてのPR効果や波及効果を有する内容であるか。
- (3) 自社における事業化の可能性、事業化した場合の効果（雇用面を含む。）が見込まれる内容であるか。
- (4) 事業化した場合の効果（雇用面を含む。）が、本県経済への寄与が見込まれる内容であるか。

9. 審査及び審査結果通知

1 審査方法

- (1) 応募案件については、外部の有識者を含む審査委員会において審査を行い(非公開)、採択案件を決定します。
- (2) 公募要領 2 ページに定義する「トライアル型」の応募案件を優先的に採択します。
- (3) 公募要領 2 1 ページに定義する中小企業の応募案件は加点対象とします。
- (4) 公募要領 2 2 ページの「愛知ブランドイノベーションアワード」の受賞企業については、受賞後、最初の応募案件のみを加点対象とします。
- (5) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>)にて宣言を公表している事業者(本補助金募集締切日時点)の応募案件は加点対象とします。
- (6) 採択にあたっては、内容等の変更を依頼する場合があります。
- (7) 採択された場合であっても、事業計画の金額に対して補助金額が減額される場合があります。

2 審査結果の通知等

- (1) 審査結果については、決定後速やかに通知します。
- (2) 採択案件については、企業名や事業テーマ等を公表します。
- (3) 採択案件の公表にあたり、採択金額について報道機関等からの問い合わせがあった場合、概算額を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

10. 証拠書類・支払方法

各補助対象経費の支出が適正に行われていることを確認するため、県が指定する期日までに、各段階に応じた証拠書類を提出する必要があります。1（2）から（5）までの日付は、補助事業の実施期間内である必要があります。

1 証拠書類

（1）見積書

購入・発注をする物品やサービスなどの内容、費用を事前に確認した書類

※見積書は、補助金交付申請書に記載のある事業者名を宛名として徴取する必要があります。

※購入予定額が1発注50万円(税抜)以上の発注に際しては、原則として2者以上から見積書を聴取し、安価な方を選択してください。

（2）発注・契約

物品やサービスなどを発注・契約したことが確認できる書類

(例) 発注書、契約書、申込書、受注確認書、注文した際のファクシミリ又は電子メール・注文履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です）など

※発注書とは、物品やサービスなどを購入する際の注文書類です。

発注書等は、補助金交付申請書に記載のある事業者名を依頼元として発注・契約する必要があります。

※見積書の有効期限内に発注してください。有効期限外の場合は無効となります。

※1発注が100万円(税抜)以上の場合、契約書の提出を求めますので、必ず作成してください。

（3）納品・完了・検収

物品を受け取ったこと、又は、サービスが完了したことを確認できる書類

(例) 納品書、完了報告書、成績書など

※納品書とは、発注・契約内容と受け取った商品・サービスが一致していることや納品された期日を確認するための書類です。

納品書等は、補助金交付申請書に記載のある事業者名を依頼元として徴取する必要があります。

納品書には必ず検収を実施した日付と担当者名を記載してください。

（4）請求

物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類

(例) 請求書、公設試が発行する納入通知書、請求を受けた際のファクシミリ又は電子メール・請求履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です）など

※請求書とは、物品やサービスを納品した対価として取引先が代金を請求する書類です。

請求書等は、補助金交付申請書に記載のある事業者名を依頼元として徴取する必要があります。

(5) 支払資料

金融機関が発行する代金の支払確認が可能な資料

(例) 振込依頼書、振込受付票、振込証

※支払日が補助事業の実施期間内である必要があります。

(例えば、口座引落の場合、口座から引き落とされた日が、補助事業の実施期間を越えている支払いについては、全額補助対象となりません。)

※上記書類に加え、預金通帳の写し又は当座勘定照合表等もご提出いただきます

※自社振出・他社振出に関係なく、小切手・手形による支払いは認められません。

また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないことから、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

※支払いは、法定通貨で行ってください。仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等は認められません。

支払いは、補助金交付申請書に記載のある事業者名で行う必要があります。

2 支払方法

(1) 口座振り込み（原則）

補助対象経費の支払方法は口座振込が原則です。

※必ず補助金交付申請書に記載のある事業者名の口座で振込みしてください。補助事業者が法人であるのに個人口座や、他の法人名義の口座で振込みをしている場合などは、補助対象と認められません。

※現金での振込みは、補助対象と認められません。

(2) クレジットカード（法人カードかつ1回払いのみ）

クレジットカードでの支払いの場合、以下の①、②の証拠書類の写しをすべて提出しなければなりません。なお、1回払いのみ認めます。

※必ず補助金交付申請書に記載のある事業者名のカードで決済してください。補助事業者が法人であるのに個人口座のカードや、他の法人口座のカードで決済している場合などは、補助対象と認められません。

①カード会社発行の「カードご利用代金明細書」

※補助対象経費の金額と利用額の合計金額がわかる箇所を提出してください。

※他の書類と同様に、必ず実績報告書の提出期日までに提出する必要があります。カード会社からの郵送が月末になる場合などは注意してください。

②クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※口座からの引き落とし（支払日）が補助事業の実施期間内に完了する必要があります。

11. その他

1 補助事業者の義務等

本補助金の活用には、以下に記載した事項のほか、愛知県補助金等交付規則を遵守してください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日以内又は翌年度（2025年）の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）であって、1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものは、処分制限財産とする。補助事業者は、処分制限財産につき、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過する前に（4）の処分制限財産を処分しようとするときは、事前に知事の承認を受けなければならない。（補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められない。）
- (6) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（委託事業を確定したときの証拠書類を含む。）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告すること。国等の補助金等を受ける部分については、原則として、この補助金を交付しない。
- (8) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や、帳簿類の確認ができない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- (9) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがある。
- (10) 補助事業者が、愛知県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。
- (11) 補助事業者は、補助事業年度の翌年度から5年間、事業状況報告書を提出すること。また、成果に関する県の訪問調査、アンケート調査に協力すること。

2 知的財産権の帰属

補助事業の実施により得られた知的財産権は、補助事業者に帰属するものとします。

3 事業成果の公表等

補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を発表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。

また、上記以外の場合であっても、展示会等で補助事業の成果を公表する場合は、「新あいち創造研究開発補助金」を活用したものであることを明記してください。

4 政治資金規正法に関する事項

政治資金規正法第22条の3第4項の規定により、愛知県から補助金等（一部例外を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付決定の通知を受けた日から一年間、愛知県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

新あいち創造研究開発補助金は、上記の一部例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当せず、寄附制限が適用されるものと判断しています。

5 愛知県国家戦略特区「高度人材ポイント制の特別加算」

本補助金の交付を受けている企業については、高度外国人材に対するポイント制による特別加算（10点加算）の対象となります。詳細は以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/point.html>

12. 問合せ先

本事業の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付けます。ただし、応募書類の記載内容の確認や審査の経過等に関する問合せには応じられません。

愛知県経済産業局産業部 産業科学技術課 研究開発支援グループ

電 話：052-954-6370（ダイヤルイン）

メール：san-kagi@pref.aichi.lg.jp

URL：https://www.pref.aichi.jp/press-release/shin-aichi/koubo2024.html

13. 参考資料

1 次世代成長分野等

「次世代成長分野等」とは、以下の分野を指します。ただし、実証実験においては、キ及びクを除きます。

- ア 次世代自動車分野
- イ 航空宇宙分野
- ウ 環境・新エネルギー分野
- エ 健康長寿分野
- オ 情報通信分野
- カ ロボット分野
- キ 「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に指定された技術分野（下記3を参照）
- ク あいち産業科学技術総合センターが支援する技術分野（下記5を参照）

2 アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標

「アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標」とは、国から指定を受けて愛知県等が進める国際戦略総合特区に関する以下の項目を指します。

- ア 中部地域における航空宇宙産業の生産高
- イ 中部地域における航空機・部品の生産高
- ウ 中部地域における航空宇宙関連輸出額
- エ 中部地域における航空宇宙関連の工場等の新增設件数

3 「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に指定された技術分野

同指針は、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的に、中小企業のものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するものです。

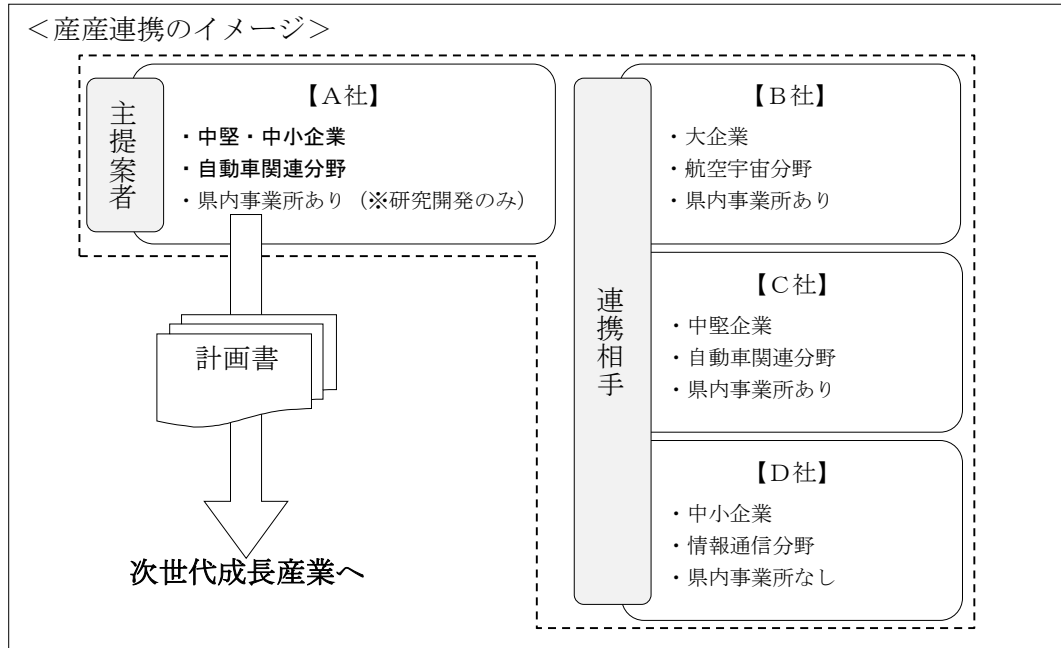
同指針では、特定基盤技術として、以下の12分野が定められています。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 デザイン開発 | 7 表面処理 |
| 2 情報処理 | 8 機械制御 |
| 3 精密加工 | 9 複合・新機能材料 |
| 4 製造環境 | 10 材料製造プロセス |
| 5 接合・実装 | 11 バイオ |
| 6 立体造形 | 12 測定計測 |

4 産産連携

「産産連携」とは、自動車関連分野（*）の中堅・中小企業が主提案者となり、次世代成長分野等への進出に向けて、他企業と共同で取り組む事業を指します。

「産産連携」は、事業全体の管理責任者である主提案者と連携相手との共同提案であることが条件です。ただし、共同提案では、実施企業が他の共同実施企業の委託先又は外注先になることはできません。



* 「自動車関連分野」とは、日本標準産業分類に規定する下記の16業種を指します。

- 1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）（自動車用に限る）
- 1911 自動車タイヤ・チューブ製造業
- 2112 板ガラス加工業（自動車用に限る）
- 2429 その他の金物類製造業（自動車用に限る）
- 2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業（自動車用に限る）
- 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）（自動車用に限る）
- 2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業（自動車用に限る）
- 2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業（自動車用に限る）
- 2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業（自動車用に限る）
- 2922 内燃機関電装品製造業（自動車用に限る）
- 2941 電球製造業（自動車用に限る）
- 2942 電気照明器具製造業（自動車用に限る）
- 2951 蓄電池製造業（自動車用に限る）
- 3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）
- 3112 自動車車体・附随車製造業
- 3113 自動車部分品・附属品製造業

5 あいち産業科学技術総合センターが支援する技術分野

あいち産業科学技術総合センターでは、県内8拠点において以下の分野における技術支援を行っています。(URL : <https://www.aichi-inst.jp/>)

	住所	技術支援分野
本部	豊田市八草町秋合 1267-1 「知の拠点あいち」	無機化学、有機化学、ナノテクなど
産業技術センター	刈谷市恩田町 1-157-1	有機材料、無機材料、金属材料など
常滑窯業試験場	常滑市大曾町 4-50	セラミックス材料、和洋食器、瓦、 タイルなど
三河窯業試験場	碧南市六軒町 2-15	
瀬戸窯業試験場※	瀬戸市南山口町 537	
食品工業技術センター	名古屋市西区新福寺町 2-1-1	醸造食品、農産加工品、菓子など
尾張繊維技術センター	一宮市大和町馬引字宮浦 35	毛織物、綿織物、繊維資材など
三河繊維技術センター	蒲郡市大塚町伊賀久保 109	

※瀬戸窯業試験場は2024年度に移転を予定しています。

6 中小企業等の定義

(1) 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(下表参照)又は法人格を有する中小企業者の団体を指します。ただし、みなし大企業(後述)については除きます。

<中小企業者に該当する基準>

主たる事業として営んでいる業種	【資本金基準】 資本の額又は 出資の総額	【従業員基準】 常時使用する 従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く。)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(※) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員を含まない。

(2) 中堅企業

製造業を主たる事業として営んでいる企業であって資本の額又は出資の総額が3億円超10億円以下の企業を指します。ただし、常時使用する従業員の数が300人以下の企業及びみなし大企業(後述)については除きます。

(3) みなし大企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は製造業を主たる事業として営んでいる企業であって資本の額又は出資の総額が3億円超10億円以下の企業のうち、以下のアからオに規定する企業を指します。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者
- オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(4) 大企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、製造業を主たる事業として営んでいる企業であって資本の額又は出資の総額が3億円超10億円以下の企業のいずれにも該当しない企業を指します。

7 経営革新計画

中小企業等経営強化法では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。

経営革新計画を策定し、承認を受けることで、金融機関の低利融資、信用保証の特例、販路開拓等の支援の対象になります。

【経営革新計画についての問合せ先】

愛知県経済産業局中小企業部 中小企業金融課 設備導入・経営革新グループ
電話：052-954-6334（ダイヤルイン） メール：kinyu@pref.aichi.lg.jp
URL：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/0000042990.html

8 愛知ブランドイノベーションアワードについて

愛知県は、オンリーワンやトップシェアなど世界に誇る独自の技術や製品を持つ県内の優れたモノづくり企業を「愛知ブランド企業」として認定し、愛知ブランド企業が行う先進的な取組を「愛知ブランドイノベーションアワード」として表彰しています。

【愛知ブランドイノベーションアワード及び愛知ブランド企業についての問合せ先】

愛知県経済産業局産業部 産業振興課 基盤産業グループ
電話：052-954-6345（ダイヤルイン） メール：a-brand@pref.aichi.lg.jp
URL：https://www.aichi-brand.jp/

【提出書類チェックシート】

- 応募書類は、1ファイルにzip化して提出してください。
- 応募書類は、必ず本公募要領による様式を使用してください。また、記載に際しては必ず記載上の注意事項（記載例）を確認してください。
- 応募書類のファイル名は、下記（注1）のとおり記載してください。

様式	提出書類名	備考	確認欄
様式1	2024年度新あいち創造研究開発補助金交付申請書	1ファイル にzip化 して提出	
別紙1	補助事業説明書		
別紙2	事業工程表		
別紙3	経費内訳明細書		
様式2	2024年度新あいち創造研究開発補助金事前着手届出書【任意】		
その他	提案事業計画についてのヒアリング調査実施に係る御担当者連絡先 (以下「担当者連絡先」)		
	申請書基礎データ		
	登記簿（履歴事項全部証明書）		
	決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分 金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等） ※1件100万円以上のものを対象とします。		
	国等の補助金を申請する場合は、その概要		
	参考資料（必要に応じ添付）		

（注1）電子提出について

様式1、別紙1～3、様式2、担当者連絡先、事業計画書基礎データの電子データ（PDF不可）及び登記簿、決算書類（直近2期分）、算出根拠（見積書、カタログ等）、国等補助金概要、参考資料の電子データ（PDFのみ可）を提出してください。

応募の際には、下記のファイル名で提出してください。

- 00_【様式1】交付申請書.docx
- 01_【別紙1】補助事業説明書.docx
- 02_【別紙2】事業工程表.xlsx
- 03_【別紙3】経費内訳明細書.xlsx
- 04_【様式2】事前着手届書.docx
- 05_【担当者連絡先】.docx
- 06_【申請書基礎データ】.xlsx
- 07_【登記簿】.pdf
- 08_【決算書類】.pdf
- 09_【算出根拠】.pdf
- 10_【国等補助金概要】.pdf
- 11_【参考資料】.pdf

（注2）共同提案の場合

全ての共同提案者について、申立書、登記簿及び決算書類が必要となります。

【補助対象経費区分一覧表】

- ・別紙3「経費内訳明細書」の作成にあたり使用してください。
- ・補助事業を行うために必要な以下の細区分の経費を補助対象とします。
- ・金額が重複しないように、ご注意ください。
- ・補助対象経費の詳細はP5～9の「補助対象となる経費の内容及び注意事項」をご確認ください。

1 研究開発

番号	区分	細区分	
		項目	補足説明等
①	部品・原材料及び副資材の購入に要する経費 <部品・原材料費>	部品・原材料費	研究開発に必要な部品・原材料費
		副資材費	上記に付随する副資材費
②	機械装置及び開発ツールに要する経費 ^{注1} <機械装置費>	購入費	機器等の購入費用
		賃借料	機器等のレンタル・リース費用
		改修費	機器等改修に要する経費
		保守費	機能維持のための点検又は修理に要する経費
③	委託及び外注に要する経費<委託・外注費>	委託費	外部委託に要する経費
		外注費	試験研究機関への外注試験などに要する経費
④	技術的支援を受けるために必要となる人件費 ^{注1,2}	謝金	産産連携に係る指導・助言等を受けるために招聘する専門家(コーディネーター等)に対する経費
⑤	旅費 ^{注2}	旅費	産産連携を遂行するために特に必要な旅費/滞在費及び交通費であって、研究実施機関の旅費規定等により算出された経費

(注1) ②、④については、自社の労務費を含まない。

(注2) ④、⑤については、産産連携の場合に限る。

2 実証実験

番号	区分	細区分	
		項目	補足説明等
①	部品・原材料及び副資材の購入に要する経費 <部品・原材料費>	部品・原材料費	実証実験に必要な部品・原材料費
		副資材費	上記に付随する副資材費
②	機械装置、電算システム、付帯設備及び開発ツールに要する経費 ^{注3} <機械装置費>	購入費	機器等の購入費用
		賃借料	機器等のレンタル・リース費用
		改修費	機器等改修に要する経費
		各種工事費	電気ガス水道工事等に要する経費
		保守費	機能維持のための点検又は修繕に要する経費
③	委託及び外注に要する経費<委託・外注費>	委託費	外部委託に要する経費
		外注費	試験研究機関への外注試験等に要する経費
④	実証実験補助に係る人件費(アルバイト) <補助員人件費>	労務費	作業時間に対する賃金、通勤費等(旅費は含まない。)
		社会保険料等	上記に係る社会保険料、労働保険料のうち、事業主負担分
⑤	実証実験協力費	損害保険料	協力者に関する損害保険料
		消耗品費(協力)	協力者に対する粗品等に要する経費(現金は不可)
⑥	広報宣伝費 ^{注4}	広報宣伝費	実証実験の実施を広報するパンフレットやパネル等に要する経費
⑦	実証実験の実施に係る諸経費<諸経費>	光熱水費	補助事業に使用したことが明らかな範囲に限る。
		賃借料	実証実験会場の借上等に要する経費
		消耗品費(実施)	実施に要する消耗品費(他の区分に記載するものを除く。)
		通信費	補助事業に使用したことが明らかな範囲に限る。
⑧	技術的支援を受けるために必要となる人件費 ^{注3,5}	謝金	産産連携に係る指導・助言等を受けるために招聘する専門家(コーディネーター等)に対する経費
⑨	旅費 ^{注5}	旅費	産産連携を遂行するために特に必要な旅費/滞在費及び交通費であって、実証実施機関の旅費規定等により算出された経費

(注3) ②、⑧については、自社の労務費を含まない。

(注4) ⑥については、展示会出展料、ブース装飾費、広告類は不可とする。

(注5) ⑧、⑨については、産産連携の場合に限る。

14. 応募書類の様式類

様式1

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

2024年度新あいち創造研究開発補助金交付申請書

新あいち創造研究開発補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第8条の規定により、下記のとおり提出します。

記

(1) 事業の名称 (※採択時には、この欄に記載の「事業の名称」を公表します。)

(2) 事業の目的及び内容

別紙1の補助事業説明書のとおり

(3) 事業の区分 (該当の区分に○付けてください。)

提案者		事業内容		特記事項	
中小企業		研究開発 (一般型)		国際戦略総合特区関係	
		研究開発 (トライアル型)		あいちシンクロトロン 光センター活用	
中堅企業 大企業 (みなし大企業含む)		実証実験		産産連携	

(4) 補助対象経費、補助率及び補助金申請額

①補助対象経費	②補助率	③補助金申請額
円		円

①は、消費税を除いた金額を記載してください。

②は、「1/2」又は「2/3」と記載してください。

③は、①に②の補助率を乗じ、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。

(5) 提案者の概要

主たる業種	
資本金の額	円
従業員数	人
前期売上高	円
前期経常利益	円

- 「主たる業種」は、日本標準産業分類の中分類から該当する業種を記載してください。
- 「資本金の額」は、登記簿(履歴事項全部証明書)に記載されている額を記載してください。
- 「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く。)の数を記載してください。
- 「前期売上高」及び「前期経常利益」の額は、前期決算書の損益計算書の額を記載してください。

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。

申立書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

新あいち創造研究開発補助金を申請するにあたり、当社が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを申し立てます。

役 員 一 覧 表

番号	役職名	氏名(カナ)	氏名	生年月日				性別	住所 (市区町村名)
				元号	年	月	日	M・F	

記載上の注意

- ① 氏名(カナ)は、半角カナで姓と名の間を一字空けること。
- ② 氏名は、姓と名の間を一字空けること。
- ③ 生年月日の元号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHとすること。
- ④ 生年月日の年月日は、半角数字で2ケタになるように記載すること。(昭和40年1月1日生まれの場合は、40、01、01)
- ⑤ 性別は、男性はM、女性はFと記載すること。
- ⑥ 住所は市区町村名まで記載すること。県名は、愛知県の場合は省略し、愛知県以外の場合は県名から記載すること。(名古屋市中区、豊橋市、愛知郡東郷町、海部郡飛島村、岐阜県岐阜市等)
- ⑦ 行が足りないときは、行を増やして記載すること。

(提案者の皆様へ)

- 1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。
新あいち創造研究開発補助金交付要綱第4条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、同要綱第11条の規定により交付決定を取り消します。
- 2 この計画書に係る補助金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警察本部長に役員一覧表の住所、氏名、生年月日その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。

別紙 1 : 補助事業説明書

1. 申請者の概要

企業名					
事業の名称 (50文字以内)	の研究開発・実証実験				
企業区分	アイテムを選択してください。		事業分野	アイテムを選択してください。	
愛知ブランドイノベーションアワードの受賞	有 無	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(有の場合) ⇒	年度受賞	
「パートナーシップ構築宣言の登録状況」	公表済		登録申請中		未登録
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
経営革新計画の承認	有 無	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(有の場合) ⇒	承認年月	年 月

2. 事業の目的及び内容

① 現在、事業を取り巻く環境がどうなっており、その現状との関係で、何を研究開発又は実証するのか。(※400文字程度で記載してください。)
② 事業に用いる技術シーズの内容・特徴(独自性、新規性、知的財産等)について。

③ 事業における数値目標及びそれを達成するために実施する内容。

(※400文字程度で記載してください。)

④ 事業経費について

【事業経費の内訳】(詳細は別紙3：経費内訳明細書のとおり)

研究開発・実証実験	区分	金額(円)	割合(%)
研究開発・実証実験	部品・原材料費		%
	機械装置費		%
	委託・外注費		%
実証実験のみ	補助員人件費		%
	実証実験協力費		%
	広報宣伝費		%
	諸経費		%
合計			

【事業資金の調達について】(国など他補助金等の申請等状況についても記載)

	2024年度(円)	備考
自己資金		
借入金		
補助金		新あいち創造研究開発補助金
その他		
合計		

○現在申請中の他補助金等について

4. 事業を行う意義、効果等（数値を用いて具体的に記載すること）

① 研究開発においては、どのような新規性を有するのか。実証実験においては、新規性のほか、モデル事業として、どのようなPR効果や波及効果を有するのか。
（※250文字程度で記載してください。）

② 自社における事業化の可能性、事業化した場合の効果（雇用面を含む）はどの程度であると見込まれるのか。（※表の部分を除き、250文字程度で記載してください。）

○補助事業終了後5年間の事業化スケジュール、当事業による売上げ・雇用増加見込み(2024年度対比)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
工程					
売上高（千円）					
従業員数（人）					

③ 上記②のほか、市場の新規開拓・拡大や地域資源の活用など、本県経済にどのような効果が見込まれるのか。（※250文字程度で記載してください。）

④ その他、自社の優位性等、特にアピールする事項は何か。（※250文字程度で記載してください。）

5. その他参考情報

① 2019～2023 年度の新あいち創造研究開発補助金採択案件の概要と進捗状況

年度	事業の名称・概要・現在の進捗状況 (250 文字以内)	事業化スケジュール進捗状況	
		進捗※	アイテムを選択してください。
		売上高 (千円)	
		従業員 (人)	
		申請事業 との関連性	アイテムを選択 してください。
		進捗※	アイテムを選択 してください。
		売上高 (千円)	
		従業員 (人)	
		申請事業 との関連性	アイテムを選択 してください。
		進捗※	アイテムを選択 してください。

※○：計画通り（見込み以上） △：見込みを下回っている ×：中断または廃止

② 2019 年度以降の国・県補助事業採択案件（（参考 1）を除く）の概要と進捗状況

年度・補助事業名	事業の名称・概要・現在の進捗状況（250 文字以内）

③ 記者発表向け事業内容説明

採択決定時に、企業名や事業テーマ等を記者発表します。また、記者発表の際に、簡単な事業内容を紹介する場合があります。

その際の参考とするため、一般向けの平易な表現で事業内容を 100 文字程度で記載してください。

<p>事業内容 (100 文字程度) *事業内容・目的を <u>一般的な表現</u>で記載</p>	
--	--

④専門用語等の説明

本申請書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、実施内容を総合的に理解する上で必要と思われるものについて、わかりやすく、簡単に説明してください。

※特にない場合は空欄でかまいません。

用語	説明

別紙2:事業工程表()

番号	実施内容及び実施主体 (開始時期の早い順に記載)	実施場所	2024年度												段階ごとに得られる 成果等のイメージ
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

【2024年度】

【経費区分】			補助事業に要する経費				
番号	区分	細区分	金額 (円)	説明	積算内訳	参考資料番号	使用工程
①	部品・原材料及び副資材の購入に要する経費					()	
						()	
						()	
						()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
②	機械装置及び開発ツールに要する経費					()	
						()	
						()	
						()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
③	委託及び外注に要する経費					()	
						()	
						()	
						()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
④	技術的支援を受けるために必要となる人件費 (産産連携のみ)					()	
						()	
		(区分計)	0				
⑤	旅費 (産産連携のみ)					()	
						()	
		(区分計)	0				
補助対象経費合計			0	(A)			

※ 必要に応じて行を加除してください。2枚以上になっても構いませんが、合計欄計算式を修正してください。

※ 1件100万円以上の契約については、金額の算定根拠と必要性の説明が必要です。

※ 金額は、予定されている契約単位で記入し、契約における数量が把握できるよう、説明欄に記載してください。

※ 補助金交付申請(予定)額は、右の補助率の欄に該当する率を入力してください。

※ 各費目に記載する金額は、消費税「抜」の金額を記載してください(消費税については、補助対象外)。

※ 「使用工程」欄には、別紙2:事業工程表における工程の番号を記載してください。

※ ④、⑤の経費については、産産連携のみ。

補助率(B) 1/2又は2/3以内
補助金交付申請(予定)額(A×B)
0

【2024年度】

【経費区分】			補助事業に要する経費				
番号	区分	細区分	金額 (円)	説明	積算内訳	参考資料 番号	使用 工程
①	部品・原材料及 び副資材の購入 に要する経費					()	
						()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
②	機械装置、電算 システム、付帯 設備及び開発 ツールに要する 経費					()	
						()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
③	委託及び外注に 要する経費					()	
						()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
④	実証実験補助に 係る人件費 (ア ルバイト)					()	
		(区分計)	0				
⑤	実証実験協力費					()	
		(区分計)	0				
⑥	広報宣伝費					()	
		(区分計)	0				
⑦	実証実験の実施 に係る諸経費					()	
		(区分計)	0				
⑧	技術的支援を受 けるために必要 となる人件費 (産産連携のみ)					()	
		(区分計)	0				
⑨	旅費 (産産連携のみ)					()	
		(区分計)	0				
補助対象経費合計			0	(A)			

※ 必要に応じて行を加除してください。2枚以上になっても構いませんが、合計欄計算式を修正してください。

※ 1件100万円以上の契約については、金額の算定根拠と必要性の説明が必要です。

※ 金額は、予定されている契約単位で記入し、契約における数量が把握できるよう、説明欄に記載してください。

※ 補助金交付申請(予定)額は、右の補助率の欄に該当する率を入力してください。

※ 各費目に記載する金額は、消費税「抜」の金額を記載してください(消費税については、補助対象外)。

※ 「使用工程」欄には、別紙2:事業工程表における工程の番号を記載してください。

※ ⑧、⑨の経費については、産産連携のみ。

補助率(B) 1/2又は2/3以内
補助金交付申請(予定)額(A×B)
0

様式2

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

2024年度新あいち創造研究開発補助金事前着手届出書

年 月 日付けの申請については、交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、異議は申し立てません。

記

1 事前着手する事業の内容

2 事前着手の理由

3 着手年月日

年 月 日

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。

提案事業計画についてのヒアリング調査実施に係る御担当者連絡先

企業等名称 _____

住所 _____

4月9日(火)から15日(月)の期間において、ヒアリング調査を実施いたします。
ヒアリング調査に対応いただける御担当者について、以下に御記入ください。

所属	氏名	連絡先 (所属電話番号)	連絡先 (携帯番号)

記載上の注意事項（記載例）

令和6年 ○月 ○日

愛知県知事殿

◇履歴事項全部証明書上の本店所在地を記載してください。本店が愛知県内の場合は、県名は記載不要です。

住所 〒460-0000
 名古屋市中区三の丸0-0-0
 名称 A技研工業株式会社
 代表取締役 産業 太郎

◇行政手続きの押印廃止に伴い、提出書類に押印は必要ありません。

連絡担当者 研究開発部 主査 科学 次郎

電話番号 052-0000-0000

2024年度新あいち創造研究開発補助金交付申請書

◇事業内容がわかる短く簡潔な名称とし、50文字以内で記載してください。名称の末尾を「研究開発」又は「実証実験」としてください。

研究開発補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第8条の規定により、

記

(1) 事業の名称（※採択時には、この欄に記載の「事業の名称」を公表します。）

〇〇〇〇の研究開発（又は、△△△△に関する実証実験）

◇中小企業で採択実績なし、補助金申請額500万円以下及び公設試や大学と連携して実施する場合はトライアル型に○をつけてください。

(3) 事業の区分（事業区分）

◇研究開発において、計測・分析のためにあいちシンクロtron光センターを活用する計画がある場合は○をつけてください。

◇アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標(*)達成に資する研究開発・実証実験に該当する場合は○をつけてください。

*詳細は、公募要領19ページを参照してください。

提案者		事業内容	
○	中小企業	○	研究開発（一般型）
			研究開発（トライアル型）
	中堅企業 大企業 (みなし大企業を含む)		○
			産産連携

◇産産連携(*)により研究開発・実証実験を実施する場合は○をつけてください。

*詳細は、公募要領20ページを参照してください。

(4) 補助対象経費、補助率及び補助金申請額

①補助対象経費	②補助率	③補助金申請額
15,000,000円	2/3	10,000,000円

①は、消費税を除いた金額を記載してください。

◇千円未満を切り捨てた額を記載してください。

②は、「1/2」又は「2/3」と記載してください。

③は、①に②の補助率を乗じ、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。

(5) 提案者の概要

主たる業種	金属製品製造業
資本金の額	●●●円
従業員数	◇◇人
前期売上高	*****円
前期経常利益	○○○○○円

- 「主たる業種」は、日本標準産業分類の中分類から該当する業種を記載してください。
- 「資本金の額」は、登記簿(履歴事項全部証明書)に記載されている額を記載してください。
- 「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く。)の数を記載してください。
- 「前期売上高」及び「前期経常利益」の額は、前期決算書の損益計算書の額を記載してください。

(注) この様式の内紙サイズはA4とする。

申立書

令和6年 ○月 ○日

愛知県知事殿

共同提案の場合、各提案者の申立書の提出が必要となります。

住所 〒460-0000
名古屋市中区三の丸○-○-○
名 称 A技研工業株式会社
代表取締役 産業 太郎

◇行政手続きの押印廃止に伴い、提出書類に押印は必要ありません。

新あいち創造研究開発補助金を申請するにあたり、当社が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを申し立てます。

役員一覧表

◇履歴事項全部証明書に記載されている役員すべて（監査役も含む）記載してください。

番号	役職名	氏名(カナ)	氏名	生年月日				性別 M・ F	住所 (市区町村名)
				元号	年	月	日		
1	代表取締役	サキョウ タロウ	産業 太郎	S	30	01	05	M	名古屋市中区
2	取締役	ロウドウ サブロー	労働 三郎	S	35	10	08	M	名古屋市中区
3	監査役	アイ ハコ	愛知 花子	H	02	05	10	F	名古屋市中区

記載上の注意

- ① 氏名(カナ)は、半角カナで姓と名の間を一字空けること。
- ② 氏名は、姓と名の間を一字空けること。
- ③ 生年月日の元号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHとすること。
- ④ 生年月日の年月日は、半角数字で2ケタになるように記載すること。(昭和40年1月1日生まれの場合は、40、01、01)
- ⑤ 性別は、男性はM、女性はFと記載すること。
- ⑥ 住所は市区町村名まで記載すること。県名は、愛知県の場合は省略し、愛知県以外の場合は県名から記載すること。(名古屋市中区、豊橋市、愛知郡東郷町、海部郡飛島村、岐阜県岐阜市等)
- ⑦ 行が足りないときは、行を増やして記載すること。

(提案者の皆様へ)

- 1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。
新あいち創造研究開発補助金交付要綱第4条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、同要綱第11条の規定により交付決定を取り消します。
- 2 この計画書に係る補助金の交付が暴力団を利用するか否かについて、愛知県警察本部長に役員一覧表の住所、氏名、生年月日その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。

別紙1：補助事業説明書

愛知ブランドイノベーションアワードを受賞している場合は、「有」にチェックし、受賞年度を記載してください。また、受賞後最初の申請かどうか確認してください。

1. 申請者の概要

企業名	A 技研工業株式会社				
事業の名称 (50文字以内)	(例) ○○○○の研究開発 又は △△△△に関する実証実験				
企業区分	中小企業		事業分野	次世代自動車	
愛知ブランドイノベーションアワードの受賞	有	<input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 ⇒	2022年度受賞	
	無	<input type="checkbox"/>			
「パートナーシップ構築宣言の登録状況」	公表済		登録申請中	未登録	
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
経営革新計画の承認	有	<input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 ⇒	承認年月	2023年5月
	無	<input type="checkbox"/>			

パートナーシップ構築宣言ポータルサイトでの、登録状況をチェックしてください。

応募時に有効な期間の経営革新計画の承認を受けている場合は、「有」にチェックし、承認年月を記載してください。

2. 事業の目的及び内容

① 現在、事業を取り巻く環境がどうなっており、その現状との関係で、何を研究開発又は実証するのか。(※400文字程度で記載してください。)

適宜、図や表(文字数に含まず)を用いて、具体的に、わかりやすく記載してください。

《記載例》

当社はこれまで、○○などの自動車部品等の製造を行ってきた。
 今後成長が期待される次世代自動車分野において、更なる燃費性能向上のためには、車体の軽量化が必須であり、取引先自動車部品メーカーから部品の軽量化の要求が高まっている。
 また、近年、取引先自動車部品メーカーは、生産拠点を海外に移転しており、○○などの部品の現地調達が進んでいることから、価格面で優位性のある海外の部品メーカーとの競合が起きており、これに対抗するには、より高強度で低価格な製品を製造する必要がある。
 こうした現状から、○○を極薄化し、高強度、低価格、軽量化を実現する新たな自動車用○○の研究開発を行う。
 ただし、○○を極薄化するためには、材料に△△を使用する必要があるが、△△は加工技術が確立されていないことから、精製プロセスに非常に手間がかかるなどの課題があり、自動車用途への拡大には大幅なコストダウンが必要である。

② 事業に用いる技術シーズの内容・特徴(独自性、新規性、知的財産等)について。

本研究開発に用いる自社の技術について、その強み・特徴を記載してください。
 記載にあたっては、独自性、新規性を分かりやすく記載するとともに、関連する特許等知的財産があれば記載してください。

適宜、図等を用い、一般的な表現を用いる等、わかりやすく記載してください。
 難解な専門用語を用いる場合は、本様式5④「専門用語等の解説」に記載してください。

③ 事業における数値目標及びそれを達成するために実施する内容。

(※400文字程度で記載してください。)

《記載例》※記載の参考一例です。

「事業の目標値（数値目標）」

- ・○○部品の軽量化（既存製品比20%軽量化）
- ・◎◎加工の時間短縮（現状3時間→1時間）

事業の目標について、数値を用いて記載してください。また、目標を達成するために実施する内容について、具体的に記載してください。

◎◎加工の時間短縮に向け、当社は○○に関する技術を有しているが、△△に関する知見が乏しいため、△×技術センター（公設試験研究機関）との協同により……。手法としては……。○○製品の軽量化を実現するため、具体的な手法として…….を行い、…….

④ 事業経費について

【事業経費の内訳】（詳細は別紙3：経費内訳明細書のとおり）

研究開発・実証実験	区分	金額（円）	割合（%）
研究開発・実証実験	部品・原材料費	1,500,000	10%
	機械装置費	9,500,000	63%
	委託・外注費	4,000,000	27%
実証実験のみ	補助員人件費		%
	実証実験協力費		%
	広報宣伝費		%
	諸経費		%
合計		15,000,000	

【事業資金の調達について】（国など他補助金等の申請等状況についても記載）

	2024年度（円）	備考
自己資金	3,000,000	
借入金	2,000,000	○×銀行より融資
補助金	10,000,000	新あいち創造研究開発補助金
その他	0	
合計	15,000,000	

○現在申請中の他補助金等について

名称：○○○○年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（経済産業省）

テーマ：○○○○の研究開発

申請額：10,000,000円 採否決定予定時期：○○○○年○月頃

※上記事業採択の場合、本補助金を辞退。

3. 事業計画及び事業実施方法について

① 事業計画について

【事業スケジュール】 別紙2：事業工程表のとおり。

【事業実施体制について（協力者を含む事業参加者の役割分担、実施能力）】

事業協力者を含め、事業に参加する者と役割分担が明確にわかるように記載するとともに、研究開発や実証実験を実施するうえで必要な技術的能力を記載してください。（箇条書きと概略図の2パターンで記載してください）

《記載例》

箇条書き

それぞれの項目ごとに、事業の主な実施場所を記載してください。

(1) A技研工業(株)（実施場所：名古屋市中区三の丸〇-〇-〇）

当社は、……に強みを持っており、今回の研究開発の基礎となる〇〇に関する技術や……を有している。

それを活かし、……を行い、また、……を行う。

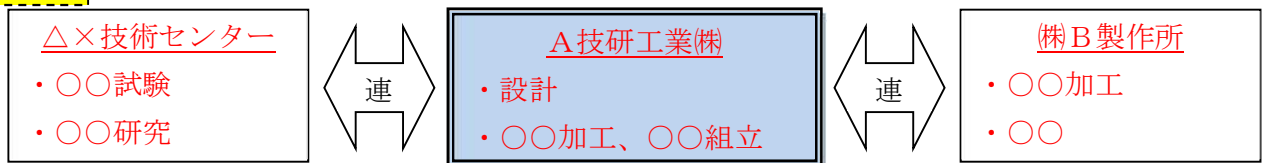
(2) 株式会社B製作所（実施場所：〇〇市）

株式会社B製作所は、……の経験を有していることから、……加工を行い、また、……を行う。

(3) △×技術センター（実施場所：△△市）

△×技術センターは、……を保有しており、また、今回の研究開発に必要な……の技術に知見を有するため、……の試験、……の研究を実施する。

概略図



② 事業実施方法について

【導入する機器・システムの種類とその機能、台数及び設置場所について】

導入する機器・システムの機能について、一般向けにわかりやすい説明としてください。
導入する機器・システムの設置場所は、愛知県内としてください。

《記載例》

導入する機器・システム	機能	台数	設置場所
自動〇〇装置	△△を加工するために必要となる……機能を有する装置。	1	本社技術研究所 (〇〇市)
〇〇システム	……の精度向上のため、……を正確に測定できるシステム。	1	本社技術研究所 (〇〇市)
●●●●	……		

【どのようなデータを収集し、検証・評価するのか。そこからどういう結論等が期待されるのか】

《記載例》※記載の参考一例であり、説明のため単純化しています。

素材の性質を把握したうえで、様々な加工条件において、工具の摩耗量や……などを検証する。そこから、最適な加工条件を特定する。

4. 事業を行う意義、効果等（数値を用いて具体的に記載すること）

① 研究開発においては、どのような新規性を有するのか。実証実験においては、新規性のほか、モデル事業として、どのようなPR効果や波及効果を有するのか。
（※250文字程度で記載してください。）

研究開発、実証実験において、今回開発する製品等や実証する取組等が従来のものと比べ、どういった点で新規性を有するのか、客観的な項目や数値に基づき記載してください。

また、実証実験においては、PR効果や波及効果（新たな実証実験が展開される等）も記載すること。

《記載例》当社の有する◎◎技術を確立することで、一般に市販されている既存の製品と比較して、………に関し〇〇%の品質向上、〇〇%のコスト低減………。

② 自社における事業化の可能性、事業化した場合の効果（雇用面を含む）はどの程度であると見込まれるのか。（※表の部分を除き、250文字程度で記載してください。）

《記載例》

試作品開発の終了後、部品メーカー等と共同で実証実験を行い、製品化に向けた課題の検証を行う。その後、その課題をもとに改良を重ね、製品の具体的な仕様を決める。

〇〇〇〇年度の量産化に向け、下表のようなスケジュールで行っていくこととする。

〇〇が製品化されると、現状の従業員数◇◇人、総売り上げ****千円が、〇〇〇〇年度には、従業員数□□人、総売り上げ★★★★千円になるものと見込んでいます。

また、本県での取引先も新たに**社増え、本県内での売上額は△△△千円になるものと見込んでいます。

2024年度を基準とし、当補助事業による増加見込みを記載してください。

○補助事業終了後5年間の事業化スケジュール、当事業による売上げ・雇用増加見込み(2024年度対比)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
工程	量産化検討	←————→ 設備整備		←————→ 量産化開始	————→
売上高（千円）	0	0	0	+10,000	+50,000
従業員数（人）	0	+1	+5	+10	+20

③ 上記②のほか、市場の新規開拓・拡大や地域資源の活用など、本県経済にどのような効果が見込まれるのか。（※250文字程度で記載してください。）

《記載例》

〇〇の製品化が実現すれば、海外の部品メーカーよりも価格面、技術面で優位に立ち、………の新規受注も期待できることから………。

今回の補助事業では、次世代自動車分野に初参入となる県内中小企業とともに事業を進め、今後成長が期待できる次世代自動車分野への参入を促すことで、本県の中小企業の国際競争力の向上につながり、本県の産業空洞化を防ぐことになる。

④ その他、自社の優位性等、特にアピールする事項は何か。（※250文字程度で記載してください。）

《記載例》

当事業は、〇〇〇〇年〇月に承認された経営革新計画（テーマ：〇〇〇〇）に基づき、計画的に実施するものである。

自社のアピールポイント等を記載してください。

県の認定計画等に基づいて実施する事業である場合は、その旨を記載してください。

5. その他参考情報

① 2019～2023 年度の新あいち創造研究開発補助金採択案件の概要と進捗状況			
年度	事業の名称・概要・現在の進捗状況 (250 文字以内)	事業化スケジュール進捗状況	
2019	事業の名称「□□□□の研究開発」 ○○の分野で課題となっている△△を解決するため、～に関する技術開発に取り組み、2020 年 3 月に試作品が完成し、2022 年 4 月より製品販売を開始した。 ※各事業で 1 行とし、必要に応じて、行を追加して記載してください。	進捗※	○
		売上高 (千円)	5,000
		従業員 (人)	2
		申請事業との関連性	×
2022	事業の名称「～～～の研究開発」 ○○の分野で課題となっている△△を解決するため、～に関する技術開発に取り組み、2023 年 8 月に試作品が完成したが、××において技術上の課題があり、継続して研究を行っている。	進捗※	△
		売上高 (千円)	0
		従業員 (人)	0
		申請事業との関連性	○
※○：計画通り（見込み以上） △：見込みを下回っている ×：中断または廃止			
② 2019 年度以降の国・県補助事業採択案件（（参考 1）を除く）の概要と進捗状況			
年度・補助事業名	事業の名称・概要・現在の進捗状況（250 文字以内）		
2022・○○○補助金	事業の名称「□□□□の研究開発」 ○○の分野で課題となっている△△を解決するため、～に関する技術開発に取り組み、2022 年 3 月に試作品が完成した。 ※新あいち創造研究開発補助金の他に国・県補助事業採択案件がある場合は、その概要と進捗状況を記載してください。		
	※例年、採択案件の中から数件について、知事から簡単な事業内容を紹介しております。		
③ 記者発表向け事業内容説明			
採択決定時に、企業名や事業テーマ等を記者発表します。また、記者発表の際に、簡単な事業内容を紹介する場合があります。 その際の参考とするため、 一般向けの平易な表現 で事業内容を 100 文字程度で記載してください。			
事業内容 (100 文字程度) ※事業内容・目的を 一般的な表現 で記載	※専門用語ではない一般的な表現で、事業内容がわかりやすいように、100 文字程度で記載してください。 △△を使用した自動車用○○部品の研究開発である。 △△を材料とすることで、自動車部品の軽量化を実現することができ、自動車の燃費向上に繋がる取組である。		

④専門用語等の説明

本申請書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、実施内容を総合的に理解する上で必要と思われるものについて、わかりやすく、簡単に説明してください。

※特にない場合は空欄でかまいません。

用語	説明
〇〇製法	□□に△△を加え、〇〇を行うことで、成形する製法のこと。
A B C D	〇〇と□□の化合物。 現在の△△より、強度があり、軽いという性質を持っている。

別紙2: 事業工程表 (A技研工業株)

番号	実施内容及び実施主体 (開始時期の早い順に記載)	実施場所	2024年度												段階ごとに得られる 成果等のイメージ
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①	詳細設計 (A技研工業株)	A技研工業株 技術研究所			● →										○○○○○
②	試作 (A技研工業株、株B製作所)	A技研工業株 技術研究所				● →									試作品の完成
③	性能試験 (△×技術センター) 【説明】性能試験として、……を行う。	△×技術セン ター					● →								試作品の性能試験による課 題の抽出
④	改良試作、評価試験 (A技研工業株、△×技術セン ター) 【説明】評価試験として、……を評 価項目として……を行う。	○○○○○								● →					評価試験による課題の抽出 改良試作品の完成
⑤	加工・組立技術の確立 (A技研工業株、株B製作所)	○○○○○								● →					加工・組立技術の確立
⑥	最終報告(まとめ) (A技研工業株)	○○○○○										● →		○○○○○	
<div style="border: 2px dashed black; background-color: yellow; padding: 5px;"> 事業全体のスケジュール (いつまでに何を、どのようなことを明らかにするのか。 各種調整、機器等の導入、事業の開始、中間・期末評価等) を記載してください。 </div>															

【2024年度】

事業者名を記載してください。

実証実験の場合は、実証実験用の様式を使用してください。

【経費区分】			補助事業に要する経費					
番号	区分	細区分	金額 (円)	説明	積算内訳	参考資料番号	使用工程	
①	部品・原材料及び副資材の購入に要する経費	原材料費	900,000	・・・のための○○	単価5,000円×180個=900,000	()	②	
		原材料費	600,000	・・・に必要となる◆◆	単価6,000円×100個=600,000	()	②	
							()	
							()	
		(区分計)	1,500,000					
②	機械装置及び開発ツールに要する経費	購入費	4,000,000	～のために必要になる自動○○装置		(1)	②	
		賃借料	5,500,000	・・・のための○○システム	1,100,000円×5月=5,500,000	(2)	④	
							()	
		(区分計)	9,500,000					
③	委託及び外注に要する経費	外注費	1,400,000	～に必要となる○○加工 (㈱日製作所)		(3)	②	
		委託費	2,600,000	～のための○○研究委託 (△×技術センター)		(4)	③	
							()	
							()	
		(区分計)	4,000,000					
④	技術的支援を受けるために必要となる人件費 (産産連携のみ)					()		
		(区分計)	0					
⑤	旅費 (産産連携のみ)					()		
		(区分計)	0					
補助対象経費合計			15,000,000	(A)				

公募要領P23に記載の経費区分を参照し、記載してください。

各経費ごとに、それを使用する工程を記載してください。(「別紙2:事業工程表」に記載した工程の番号を記載)

契約金額が100万円以上の場合は、見積書、カタログ等を添付してください。

各経費の説明、及び、今回の補助事業での必要性について記載してください。

補助率を選択してください。

補助率(B) 1/2又は2/3以内

2/3

補助金交付申請(予定)額(A×B)

10,000,000

千円未満を切り捨てた額を記載してください。

※ 必要に応じて行を加除してください。2枚以上になっても構いませんが、合計欄計算式を修正してください。

※ 1件100万円以上の契約については、金額の算定根拠と必要性の説明が必要です。

※ 金額は、予定されている契約単位で記入し、契約における数量が把握できるよう、説明欄に記載してください。

※ 補助金交付申請(予定)額は、右の補助率の欄に該当する率を入力してください。

※ 各費目に記載する金額は、消費税「抜」の金額を記載してください(消費税については、補助対象外)。

※ 「使用工程」欄には、別紙2:事業工程表における工程の番号を記載してください。

※ ④、⑤の経費については、産産連携のみ。

令和6年 ○月 ○日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒460-○○○○
名古屋市中区三の丸○-○-○
名 称 A 技研工業株式会社
代表取締役 産業 太郎

連絡担当者 研究開発部 主査 科学 次郎

電 話 番 号 052-○○○-○○○○

2024年度新あいち創造研究開発補助金事前着手届出書

令和6年○月○日付けの申請については、交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、異議は申し立てません。

記

1 事前着手する事業の内容

○○○○の研究開発において、××××を発注し、△△△△の工程を行う

◇事業名だけではなく、事前着手する内容を簡潔に記載してください。

2 事前着手の理由

△△△△の工程を実施するためには、××××の発注が必要であるが、事前調査によると納品までに長期の時間を要することが判明しており、2024年度内に本事業を完了させるため、事前着手を行う。

3 着手年月日

2024年○月○日

◇2024年4月1日以降の日付としてください。

(注) この様式の内紙サイズはA4とする。